

議案第三十四号

港区立運動場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立運動場条例の一部を改正する条例

港区立運動場条例（昭和四十六年港区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項中「（港区立麻布運動場の野球場にあつては、二月末日）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

麻布運動場の野球場の利用期間を拡充するため、本案を提出いたします。